

第10回 韓・日 学術討論会

韓国の付加価値税と日本の消費税の比較

要約発表文

(副題・両国共通) 宗教法人の課税実態

(副題・韓国) 韓国の租税教育

日 時: 2014/ 11/ 20 (木)

場 所: 釜山地方税務士会 会館

釜山地方税務士会/近畿税理士会

要約文目次

I 韓国の付加価値税と日本の消費税の比較(主題)

(韓国)

- (1) 付加価値税の性格 / 2
- (2) 付加価値税の基礎 / 2
- (3) 課税取引 / 4
- (4) 零税率と免税 /6
- (5) 課税標準 / 8
- (6) 買入税額 / 10
- (7) 税額控除 / 10
- (8) 税金計算書 / 16
- (9) 申告納付 / 18
- (10) 簡易課税 / 18

(日本)

- (1) 総説 / 22
- (2) 課税の対象 / 22
- (3) 非課税と免税 / 24
- (4) 納税義務者と納税義務の成立 / 26
- (5) 課税標準と税率 / 28
- (6) 税額控除等 / 30
- (7) 課税期間、申告・納付、納税地 / 32
- (8) 国等に対する特例 / 36
- (9) 雑則 / 38
- (10) 参考 / 38

II 韓国の租税教育(副題/韓国)

- (1) 国税庁の租税教育 / 42
- (2) 韓国税務士会の租税教育 / 44

III 宗教法人の課税実態(副題)

(韓国)

- (1) 総説 / 48
- (2) 宗教人課税に対する現在の状況 / 48
- (3) 宗教人課税に対する賛反両論 / 48
- (4) 他の国家の宗教人課税方法 / 50
- (5) 宗教人課税の理論的根拠 / 50
- (6) 結論 / 50

(日本)

(1) 法人税 / 52

(2) 源泉所得税 / 52

(3) 消費税 / 52

IV 質疑応答

(1) 韓国側から日本側への質問 / 56

(2) 日本側から韓国側への質問 / 66

I 韓国の付加価値税法(韓国/主題)

I 付加価値税の性格

付加価値とは、財貨または役務を製造販売している段階で、各企業が追加的に創出した付加価値に対して課税する租税をいう。

付加価値税の課税方法は前段階税額控除法であり、一定の期間中の売上高全体に対して税率を適用して計算した売上税額から仕入時に取引徴収された仕入税額を控除した金額を納付税額とする方法である。この方法は、税金計算書制度が必須要件であり、これにより課税根拠の明確な制度が確立され、消費税制の性格が明確となる。

韓国は1977年の消費税制を改革しながら、付加価値税を導入した。そして、付加価値税は現在の国税のうち、最も高い税率の割合を占める基幹税目となった。2013年現在付加価値税の税率は約56兆Wで、全体の国税収入約201.9兆Wの27%を占めており、単一の税目では最も比重が大きい。

II 付加価値税の基礎

1. 納税義務者

付加価値税の納税義務者は、営利目的の有無にかかわらず、業務上独立して商品やサービスを提供する者と規定されており、これらの納税義務者は、個人・法人（国、地方公共団体を含む。）と法人格のない社団、財団その他団体全てを含む。

2. 課税期間

課税期間とは、税法により国税の課税標準の計算に基礎となる期間をいう。課税期間は、付加価値税の納税義務の成立時期、確定時期、課税標準の計算期間、申告期限などに関連して重要性を持っており、毎年1月1日から12月31日を一課税期間とする所得税、一年以内の範囲で事業年度を定める法人税法上の事業年度とは異なり、一年を二つの課税期間に分け、上半期、下半期を各課税期間としている。

3. 納税地

納税義務者が税法により納税義務を履行し、租税債権者が権利行使を行う場として、付加価値税法上の納税地はそれぞれの事業所を納税地としている。

4. 事業者登録

新規に事業を開始する者は、事業場ごとに事業開始日から20日以内に一定の書類を添付した事業者登録申請書を管轄の税務署長に提出しなければならない。ただし、当該地域にて初めて事業を開始しようとする者は、事業開始前であっても登録することができる。

Ⅲ 課税取引

1. 財貨・役務の供給

付加価値税の課税対象は、事業者が提供する財貨・サービスの供給と財貨の輸入である。

財貨とは、財産的な価値のある全ての有形物と無形物をいう。

役務とは、財貨以外の財産的な価値のある全ての役務およびその他の行為をいう。

2. 擬制供給（みなし供給）

商品の供給は、事業者が財貨を契約上の対価を受けて引き渡し、もしくは譲渡を財貨の供給とすることを原則とするが、例外としてこれらの要件を備えていない場合でも商品の供給とみなすことがあり、これを財貨のみなし供給とする（法10条、施行令19・20・21条）。

① 自家供給

事業者が事業と関連して生産する、もしくは取得した財貨を事業のために直接使用、消費した場合

② 個人的供給

事業者が事業と関連して生産するか、もしくは取得した財貨を事業とは関係なく個人的な目的のために使用する場合

③ 業務上の贈与

事業者が事業と関連して生産するか、もしくは取得した財貨を事業活動の一環としてお客様や不特定多数の者に提供する場合

④ 廃業時残存財

事業者が廃業時に販売されずに残った財貨は、自己供給されたとみなして課税する。

3. 財貨の供給とみなされない場合

財貨の引渡しや譲渡が行われたが実質的に物品の所有権が譲渡されておらず、納付と還付が同時に起きて課税実益がなく、または国家への供給のため付加価値税の負担が想定されていない担保の提供、事業の譲渡、租税の物納、特定の倉庫証券の譲渡、公売と強制競売、収容に伴う撤去補償金、整備事業組合が提供する土地建物等七つの場合には財貨の供給とはみなさない。

4. 役務の供給

役務供給契約上、役務提供、財貨・施設または権利の使用を伴うものである。役務の供給は、財貨の供給と同様に、営利目的の有無にかかわらず、事業者が供給した場合課税対象となるが、原則として有償供給のみ課税対象となり、無償供給は課税対象とされていない。

5. 財貨の輸入

財貨の輸入とは外国からの搬入品（外国の船舶により公海にて採取され、捕獲された水産物を含む）や輸出申告が受理された物品（船積みされていない物品の保税区域から搬入は除外）を搬入することをいう。

6. 付随財貨もしくは役務

主たる財貨または役務の供給に付随して提供されるもので、次のいずれかに該当する財貨または役務の供給は、主たる財貨または役務の供給に含まれているものとみなす。

- ① 当該対価が主たる財貨または役務の供給に関する対価に通常含まれて供給される財貨または役務
- ② 取引慣行から鑑み、一般的に主たる財貨または役務の供給に付随して供給されるものと認められる財貨や役務

7. 取引時期

取引時期は、一般的に引渡し時や役務の供給完了時点を基準にしているが、特殊な場合の取引について、税法上のさまざまな例外規定を明示的に規定されている。取引の時期によって税金計算書の交付時期と付加価値税申告帰属、課税期間などが決定するので、商品・サービスの供給時期を誤ると、加算税の賦課、仕入税額の不控除等重大な不利益を受けることとなる。

IV 零税率と免税

1. 意義

零税率とは、売上高の課税標準（供給価額）に適用される税率を「0」にすることをいう。

つまり、売上税額が「0」となり、仕入税額がある場合は還付を受けることになる。したがって、零税率は付加価値税が完全に免除される制度である。

すなわち、零税率が適用される財貨または役務は、付加価値税負担が完全になくなる。

2. 零税率

付加価値税法上、零税率の適用対象は下記の五つとなる。

- 輸出される財貨（法21条）
- 国外より提供される役務（法22条）
- 船舶もしくは航空機の外国航行役務（法23条）
- その他外貨獲得事業（法24条）
- 租税特例制限法による零税率適用（特例法105条）

3. 免税[法26・27・28条]

付加価値税は財産的価値がある全ての財貨、役務の供給および物品の輸入を課税対象とするが、国民生活に基礎的かつ不可欠な財貨もしくは役務、福利厚生や文化・公益などに関する役務は、付加価値税を免税として、間接税としての逆進性を補完し、国民基礎生活を保障し、土地・労働・資本などの付加価値を原始的に創出する基本的な生産要素については、法理論上の付加価値の生産要素であるため、当然のことながら付加価値税を免税としている。

V 課税標準

付加価値税の課税標準は売上税額の算出基準である商品・役務の供給価額をいい、課税標準を計算するにあたり、金銭的対価を受ける場合はその対価、その他の場合には時価を課税標準とすることが原則であり、みなし供給の場合減価償却対象資産については期間の経過にともなう減価率を適用して課税標準を計算する（付加価値税法29条）。

1. 課税標準の範囲

契約上財貨もしくは役務を供給し、その対価としての金銭的価値があるもので、金銭による場合はその対価を課税標準に、金銭以外の対価の場合は時価を課税標準とする。

2. 課税標準計算の特例

(1) 減価償却資産のみなし供給

減価償却資産のみなし供給（自家供給、個人的な供給、事業上の贈与、廃業時の在庫財貨）の場合、事業目的に応じて使用していた中古財貨であるので、期間の経過に応じて減価されるため、客観的な時価を選定するのは難しい。したがって、これらの減価償却対象資産の時価は、課税期間の経過に応じて一定の割合を取得価額から控除して課税標準を計算する特例規定がある。

(2) 課税標準の按分計算

① 課税・非課税事業共通使用物品の供給

課税免税兼業者として課税事業と免税事業に共同で使用していた商品を譲渡する場合は、売買価額で付加価値税の課税標準を計算する方法をいう。

② 土地と建物を一緒に供給する場合、課税標準按分計算

事業者が建物と同時に土地を供給する場合、一般的に土地・建物価額を問わず土地・建物合計価額にて取引をするが、付加価値税法上の建物は、課税対象であり、土地は免税対象物品であるため、取引価額のうち土地と建物の価額がそれぞれいくらであるか区別計算しなければならないが、実地取引価額を確認されている場合は、実地取引価額を確認されるが、土地建物価額区分が不明な場合は、他の場合に分けて順に計算する

VI 買入税額

買入税額とは、事業者が財貨または役務を供給受けるときに負担した付加価値税額をいう。買入税額は、課税事業に関連されている免税事業に関連するかどうか、事業に関連しているかどうか、税金計算書の提出状況などの事由により売上税額から控除されることができる買入税額と控除することができない買入税額に区分されるが、買入税額控除することができる場合は次のとおりである。

- ① 事業のために使用された使用財貨または役務の買入税額
 - ② 事業のために使用された使用財貨の輸入の買入税額
1. 控除対象となる買入税額
 - ① 買入税金計算書上の買入税額
 - ② クレジットカードの売上傳票（レシート）にて確認可能な買入税額
 - ③ みなし買入税額（免税農産物などの購入時）
 - ④ リサイクル廃資源などの買入税額（廃棄物処理業、中古車売買業）
 - ⑤ 在庫買入税額（簡易→一般課税への切替）
 - ⑥ （過去に）貸倒れとなった債権額（不渡り後弁済）
 - ⑦ 免税から課税事業に転換時（免税事業財貨のを課税事業として転用）

2. 事実と異なる税金計算書であるが、控除対象となる場合（施行令75条）

事業者登録を申請した事業者が、事業者登録証発行日までの取引に関し、該当事業者もしくは代表者の住民登録番号を記載した計算書が発行された場合

VII 税額控除

1. 貸倒税額控除（法45条）

事業者が課税物品役務を供給した後、供給を受ける者の破産等の事由により付加価値税を徴収できない場合には、一定の要件が満たされている場合は、その付加価値税を納付税額から控除することができるようにしている。

2. クレジットカード売上傳票の税額控除（法46条）

事業者が一般課税者から財貨または役務を供給されて、付加価値税が別途区分可能なクレジットカード売上傳票等を発行された場合であって、一定の要件を満たしている場合に、その付加価値税額は控除することができる買入税額とみなす。

3. タクシー運送事業者納付税額軽減（租税特例法106条の7）

自動車運輸事業法上のタクシー運送事業者に対しては、付加価値税納付税額の90%（2008年以前の50%）を2015年までに軽減する（個人タクシー事業者は除く。）。

4. 電子申告税額控除（租税特例法104条の8第2項）

納税者が電子申告の方法によって付加価値税の確定申告をする場合、当該納税者の納付税額から1万Wを控除、もしくは還付税額に加算される。納税者を代理人として、税務士、会計士（税務、会計法人を含む）が、直前課税年度中の所得税または法人税を電子申告した場合には、当該税理士の所得税または法人税額から、一人当たり2万Wずつの金額を控除する。また、直前の課税期間の付加価値税（簡易課税を含む。）の申告をした場合には、当該税理士の付加価値税納付税額の納税者一人当たり1万Wを控除する。

5. 電子税金計算書税額控除（法47条）

2015年までは、事業者が電子税金計算書を交付した場合、予定申告及び確定申告時に、1枚あたり200W（2010年は100W）を課税期間における付加価値税納付額から控除する。

※ 付加価値税の計算構造は以下の表を参照。

□ 付加価値税の計算構造

売上税額	・ 当期申告分売上税額	国内売上、国外輸出
	・ 予定申告漏れ分の売上税額	加算税適用
	・ 貸倒税額控除加減	貸倒控除時：－ 戻り時：＋

買入税額(－)	・ 税金計算書買入税額	
	・ カード売上傳票等買入税額	現金領収証も含む
	・ 擬制買入税額	2/102、4/104、6/106、8/108
	・ 再活用廃資源買入税額	5/105 9/109
	・ 課税事業転換買入税額	免税事業者→課税事業者
	・ 在庫買入税額	簡易課税者→一般事業者
	・ 弁済貸倒税額	供給を受けた者の貸倒弁済

買入税額 (＋)	・ 控除されない買入税額	事業に無関係、接待費関連等
	・ 共通買入免税事業買入税額	按分計算
	・ 貸倒を受けた税額	供給を受けた側の貸倒発生時

納付（還付）税額

税額控除	・ カード売上傳票等	1.3% 2.6% (還付不可)
	・ タクシー会社軽減税率	90%軽減
	・ 電子税金計算書交付	2010 から一枚あたり 200W
	・ 電子申告	1 申告ごと 1 万W
	・ 現金領収書事業者	

既納付税額	・ 予定申告未還付	予定申告一般還付
	・ 予定告知	20 万W以上告知
	・ 事業譲受者の代理納付	
	・ 買入者納付特例	

加算税	・ 事業者未登録，収入金額明細未提出	1% 0.5%
	・ 税金計算書関連	一般 1% 架空偽装 2%
	・ 申告不誠実関連	10% 20% 40%
	・ 納付不誠実関連	日々 3/10000

納付税額

VIII 税金計算書

1. 意義

税金計算書とは、事業者が財貨または役務を供給する際に付加価値税を徴収し、証明するために供給を受ける者に交付する領収書である。

2. 交付時期と義務

税金計算書は、付加価値税法で規定されている取引時点にて交付することが原則である。したがって、交付時期に税金計算書を交付していない場合には、税法上の加算税などの不利益が適用される。

税金計算書は、財貨等を供給する事業者が二枚作成して一枚供給される事業者に交付し、それぞれの事業者は付加価値税申告の際これを基に付加価値税の申告を行わなければならない。

3. 税金計算書の作成

① 必要的記載事項（記載漏れ時には税金計算書不明加算税の対象）

- ・ 供給事業者の登録番号と氏名または名称
- ・ 供給を受ける者の登録番号
- ・ 供給価額との付加価値税額
- ・ 作成年月日

② 任意記載事項

- ・ 供給者の住所
- ・ 供給を受ける者の氏名、商号、住所
- ・ 業者および供給を受ける者の業態と種目
- ・ 供給項目
- ・ 単価と数量
- ・ 供給年月日
- ・ 取引の種類

4. 修正税金計算書

税金計算書を交付後、その記載事項に訂正事由が発生した場合には、付加価値税を更正するまで、国税庁長官が定めるところにより税金計算書を修正して交付することができる。

5. その他の税金計算書

① クレジットカード

クレジットカードは、原則として代金の決済手段であり、そのレシートは領収書に該当するが、クレジットカード売上傳票上に、供給を受ける者と付加価値税を別途記載して確認可能な場合は控除対象買入税額とみなす。

② 電子税金計算書

コンピュータシステムを利用して電子的に発行する税金計算書で、これは紙のものと同様の税金計算書とみなす。

③ 現金領収書

取引代金を現金で支払った場合、供給される事業者の事業者登録番号と供給価額、付加価値税を別途記載した領収書であり、控除対象買入税額とみなす。

IX 申告納付

1. 課税期間と申告期限

(1) 予定申告

- ① 第一期予定申告：1月1日～3月31日（申告期限：4月25日）
- ② 第二期予定申告：7月1日～9月30日（申告期限：10月25日）

(2) 確定申告

- ① 第一期の確定申告：1月1日～6月30日（申告期限：7月25日）
- ② 第二期の確定申告：7月1日～12月31日（申告期限：翌年1月25日）

2. 早期還付申告

輸出や事業設備投資により還付税額が発生した場合は、確定申告期限を待たずに早期還付される制度を早期還付申告という。

早期還付申告は毎月、毎2月単位、予定申告期間単位で申告することができる。

3. 加算税

① 未登録加算税

事業開始日から20日以内に事業者登録を申請していない場合には、供給価額の1%を加算税として賦課する。

② 請求書未発行加算税

税金計算書を発行していない場合には、供給価額の2%を加算税として賦課する。

③ 売上先別税金計算書合計表未提出加算税

売上先別税金計算書合計表を未提出した場合には、供給価額の1%を加算税として賦課する。

④ 仕入先別税金計算書合計表未提出加算税

仕入先別税金計算書合計表を申告期限が過ぎた後に更正機関の確認を経て仕入税額控除される場合には、供給価額の1%を加算税として賦課する。

⑤ 申告不誠実加算税

- ・ 無申告加算税：納付税額×20%（不当無申告時は40%）
- ・ 過少申告加算税：納付税額×10%（不当過少申告時は40%）

X 簡易課税

事業規模が零細な事業者の場合、税法上の義務を完全に履行することは難しいため、納税義務を簡単に履行するための制度である。

1. 基準収入額

直前一暦年の供給対価の合計額が4,800万W未満の個人事業者の場合に簡易課税の適用を受けることができる。

2. 簡易課税の納付税額

課税標準×付加価値率×税率（10%）＝税額

3. 簡易課税の型変換

- ① 簡易課税者の年間供給対価の合計額が4,800万W以上になる場合には、一般課税と同様の課税がなされる。

② 一般課税の事業所を持つ事業者は、他の簡易課税の事業場が一般に切り替わり、また事業場を新規開業する場合も、簡易課税が排除される。

4. 課税期間と申告期限

簡易課税者は確定申告のみであり、確定申告は1月1日～ 12月31日までの事業実績について、翌年度1月25日までに申告する。

5. 納付義務の免除

簡易課税者の当該課税期間の供給対価が2,400万W未満の場合には、税額を納付する義務を免除する。

I 日本の消費税法（主題/日本）

I 総説

消費税は、間接税に属する租税であり、間接税は水平的公平を図る上で優れるが、垂直的公平が求めにくいという特徴を有する。わが国の間接税には、消費税、酒税、印紙税などがある。また、消費税は従価税であり、課税標準の算出が必ずしも容易ではないが、税負担の水平的公平、課税物品の価格の変動に即応できるという利点を有する。

消費全般に広く薄く負担を求める消費税は、税制全体の公平性の確保、高齢化社会への対応、従来の間接税制度を抜本的に改正するために必要であるということから創設された。

消費税は創設時以降、平成3年、同6年、同15年、同24年と改正が行われ、平成6年に地方消費税が創設された。国・地方間の消費税収の配分は消費税・地方消費税を合わせた税率5%のうち、1%は地方公共団体の一般財源となる地方消費税である（平成25年度予算）。消費税の収入は、年金、医療および介護の社会保障並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとされている。

II 課税の対象

消費税の課税の対象は、国内において事業者が行った資産の譲渡等（国内取引）および保税地域から引き取られる外国貨物（輸入取引）に限られる。

消費税の課税の対象となる国内取引は、国内において行う取引であること、事業者が事業として行うものであること、対価を得て行うものであること、資産の譲渡等であること、以上全ての要件に該当する取引をいう。

消費税は、事業者が国内と国外の双方にわたって取引を行っている場合には、その取引が国内取引か国外取引かを判定する必要がある。

事業者とは、事業を行う個人および法人をいい、事業として行うとは、資産の譲渡等を反復、継続かつ独立して行うことをいう。

対価を得て行うとは、資産の譲渡等に対して反対給付を受けることをいう。

資産の譲渡等とは、事業として対価を得て行われる資産の譲渡、資産の貸付けおよび役務の提供をいう。

国外で行う取引（国外取引）、事業者が事業として行う取引ではない取引、対価性のない取引並びに資産の譲渡、資産の貸付けおよび役務の提供のいずれにも該当しない取引は、課税の対象にならない。

保税地域から引き取られる外国貨物は、消費税の課税の対象となる。

Ⅲ 非課税と免税

1. 非課税

国内取引における非課税取引は、①税の性格から課税対象とすることになじまないもの、②社会政策的な配慮に基づくものに分類される。

① 税の性格から課税対象とすることになじまないもの

- a. 土地（土地の上に存する権利を含む）の譲渡および貸付（一時使用を除く）
- b. 有価証券、有価証券に類するものおよび支払手段の譲渡
- c. 利子を対価とする貸付金その他の特定の資産の貸付および保険料を対価とする役務の提供等
- d. 郵便切手類、印紙および証紙の譲渡
- e. 物品切手等（商品券等）の譲渡
- f. 国、地方公共団体等が法令に基づき徴収する手数料等に係る役務の提供
- g. 外国為替業務に係る役務の提供

② 社会政策的な配慮に基づくもの

- h. 公的な医療保障制度に基づく療養、医療、施設療養またはこれらに類するものとしての資産の譲渡等
- i. 介護保険に係る資産の譲渡等（利用者の選定による一部サービスを除く）
- j. 社会福祉法に規定する社会福祉事業等
- k. 医師、助産師等の医療に関する施設の関係者による助産に係る資産の譲渡等
- l. 埋葬に係る埋葬料、火葬に係る火葬料等
- m. 身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造または機能を有する物品の譲渡、貸付け等
- n. 学校、専修学校、各種学校等の授業料、入学金、施設設備費等
- o. 教科用図書譲渡
- p. 住宅の貸付

輸入取引における非課税としては、保税地域から引き取られる外国貨物のうち、有価証券等、郵便切手類、印紙、証紙、物品切手等、身体障害者用物品、教科用図書がある。

2. 免税

一定の要件を満たした場合に、資産の譲渡等について課税されるべき消費税が免除される。免税取引として以下のものがある。

- ① 輸出免税（輸出に類似した取引を含む）
 - a. 国内からの輸出として行われる資産の譲渡または貸付け
 - b. 外国貨物の譲渡または貸付け
 - c. 国内と国外の間の旅客や貨物の輸送または通信（国際輸送、国際通信）
 - d. 国内と国外の間の郵便または信書便（国際郵便）
- ② 輸出物品販売場（免税店）を経営する事業者が、外国人旅行者や駐留軍人などの非居住者に対して行う通常生活の用に供する物品の譲渡
- ③ その他の免税として、外国公館等に対する課税資産の譲渡等、消費税法以外の法律に基づく免税がある。

また、免税と非課税の違いについて、仕入に係る仕入税額控除が免税に関しては控除可能であるが、非課税の場合は控除ができない。また免税の適用要件として、証明書保存等が義務付けられている。

IV 納税義務者と納税義務の成立

1. 納税義務者

国内取引の納税義務者は、国内において課税資産の譲渡等を行う事業者であり、国内に住所または居所を有しているか否かを問わず、国内において課税の対象となる取引を行う者である。

輸入取引については、課税貨物を保税地域から引き取る者で、消費者個人が輸入者となる場合も納税義務者となる。

2. 小規模事業者の納税義務の免除

小規模事業者の納税事務の負担に配慮して、その課税期間の基準期間（2期前）における課税売上高が1千万円以下の事業者は、その課税期間の消費税の納税義務が免除され、この事業者を「免税事業者」という。ただし、特定期間における課税売上高が1千万円を超えるときは、納税義務は免除されない。

基準期間がない法人のうち、資本金の額が1千万円以上である法人については、その基準期間がない事業年度の納税義務は免除されない。

また、平成26年4月1日以降に設立される新規設立法人で資本金の額が1千万円未満で、被支配会社である場合に、支配会社の基準期間の課税売上高が5億円を超えている場合には、納税義務は免除されない。

免税事業者は、課税事業者になる旨の届出書（消費税課税事業者選択届出書）を所轄税務署長に提出した場合には、翌課税期間以後は課税事業者になる。この場合、2年間の継続適用が要件となる。また課税事業者を選択した事業者が特

例をやめようとするときは、所轄税務署長にその旨の届出書(消費税課税事業者選択不適用届出書)の提出を要し、翌課税期間以後課税事業者選択届出書の効力は失われる。

相続があった場合は、被相続人の基準期間の課税売上高が1千万円を超える場合(相続のあった年)、また相続人の基準期間の課税売上高と被相続人の基準期間の課税売上高の合計が1千万円を超える場合(相続のあった年の翌年と翌々年)には納税義務がある。

3. 納税義務の成立

国内取引の納税義務の成立の時期は、課税資産の譲渡等をした時であり、原則として引渡しがあった日であり、輸入取引の納税義務の成立の時期は、課税貨物の保税地域からの引取りの時である。

V 課税標準と税率

「課税標準」とは、税額を計算するための基礎で、課税対象を具体的に金額や数量で表したものである。この課税標準に税率を乗じて課税額が算定される。

国内取引の課税標準は、「課税資産の譲渡等の対価の額」であり、輸入取引の課税標準における対価の額は「関税課税価格(C. I. F 価格)」が基準となる。

国内取引の課税標準は、「一般的な課税標準」と、法人の役員に対する低額譲渡や個人事業者の家事消費等の「みなし譲渡等特殊な取引の場合」とに分類できる。法人の役員に対する低額譲渡(通常の販売価額のおおむね50%未満の金額での譲渡)はその時価に相当する金額であり、個人事業者の棚卸資産等の家事消費等については資産の時価に相当する金額である。

保税地域から引き取られる課税貨物の課税標準は、関税課税価格(通常はC. I. F 価格)に関税および個別消費税額を合計した金額である。

税率は6.3%の単一税率であるが、この他に地方消費税が消費税額を課税標準として17/63(消費税率1.7%相当)の税率で課されるので、消費税と地方消費税とを合わせた税率は8%である。

消費税の課税標準額とは、その課税期間中に国内で行った課税資産の譲渡等のうち、免税取引とされるものを除いた課税資産の譲渡等に係る課税標準である金額の合計額である。

課税標準額および課税標準額に対する消費税額の具体的な計算は、所得税および法人税の課税所得の計算に当たり、事業者が選択した会計処理の方式に応じて、次の算式により行うこととなる。

a. 税込経理方式の場合

課税標準額＝国内で行った課税資産の譲渡等の対価の額(税込)の合計額
×100/108(千円未満切捨て)

消費税額＝課税標準額×6.3/100

b. 税抜経理方式の場合

課税標準額＝{国内で行った課税資産の譲渡等の対価の額(税抜)の合計額
＋仮受消費税等の額}×100/108(千円未満切捨て)

消費税額＝課税標準額×6.3/100

VI 税額控除等

1. 税額控除の概要

(1) 税額控除とは

消費税は生産、流通、販売といった取引の各段階で課税され、消費者が負担することを予定している。しかし、取引の都度その取引価額に対して消費税を課税すると税の累積をもたらすこととなり、最終的には消費者がその累積した税を負担することとなる。消費税では税の累積を排除するため、課税標準額に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除する「前段階税額控除方式」を採用しており、このことを仕入税額控除という。

また、課税売上げについて、値引きや貸倒れ等の一定の事実が生じた場合には、税額調整を行うこととしている。

さらに、中小事業者の納税事務負担に配慮して、課税仕入れに係る消費税額を課税標準額に対する消費税額のみから計算することができる簡便法(簡易課税制度)も設けられている。

(2) 税額控除にはどのようなものがあるか

税額控除には次の三種類がある。

- ① 仕入税額控除(法 30①、37①)
- ② 売上げに係る対価の返還等をした場合の税額控除(法 38①)
- ③ 貸倒れに係る税額控除(法 39①)

(3) 納付税額の計算の仕組みはどのようなになっているか

納付税額の計算の仕組みは以下のとおりである。

課税標準額に対する消費税額

- △ 課税仕入等に係る消費税額
 - (原則) 全額控除
 - 個別対応方式
 - 一括比例配分形式
 - (特例) 簡易課税方式
- △ 売上対価の返還等に係る消費税額
- △ 貸倒れに係る消費税額
- = 納付税額

VII 課税期間、申告・納付、納税地

国税において、納付する税額の確定の方式は「申告納税方式」と「賦課課税方式」の二つがある(通則法 16)。

消費税法は、原則として申告納税方式が採用される。

1. 課税期間

(1) 課税期間の定め

消費税の課税期間は原則 1 年とし、中間申告制度を設けている。

(2) 個人事業者の課税期間の定め

1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間である(法 19①一)。

【参考通達】基通 3-1-1、3-1-2

(3) 法人の課税期間の定め

法人の事業年度である(法 19①二)。

【参考通達】基通 3-2-1、3-2-2

(4) 課税期間の特例とは

個人事業者および事業年度が 1 か月を超える法人が変更届出書を提出することにより、課税期間を 1 か月または 3 か月単位にすることができる(法 19①三～四の二)。

2. 申告・納付

(1) 国内取引に係る申告と納付

① 確定申告

法人の場合は、課税期間の末日の翌日から2月以内に申告および納付を行う。
個人事業者の場合、翌年の3月31日である（措法86の4①）。

② 中間申告

課税事業者は、直前の課税期間の確定消費税額の年税額が4,800万円を超える場合、400万円を超え4,800万円以下である場合、または48万円を超え400万円以下である場合にはそれぞれ中間申告を行い、その申告に係る消費税額を納付することとされている（法42、43、48）ほか、48万円以下であっても中間申告を行うことができる（法42⑧）。中間申告には、確定消費税額を基礎とする場合（原則）と、仮決算に基づく場合（特例）の二つがある。

(2) 輸入取引に係る申告と納付

申告納税方式が適用される課税貨物を保税地域から引き取ろうとする者（事業者に限らず、個人も含む）は、引き取る課税貨物に課される消費税額を納付しなければならない（法47①、50①）。

3. 納税地

(1) 納税地とは

租税に関し納税者と国との間の法律関係の結び付きを決定する場所をいい、法律で規定されている。

(2) 国内取引の納税地

① 納税地の選択

個人事業者が所得税法の規定（納税地の特例）により、住所地に代えて、居所地または事務所等の所在地を納税地として選択した場合には、消費税についてもその選択した居所地または事務所等の所在地が納税地となる（法21①、②）。

② 納税地の指定

消費税の納税地として不適當であると認められる場合には、その納税地の所轄国税局長（指定されるべき納税地が所轄国税局長の管轄区域以外の地域にある場合には、国税庁長官）は、適當とする納税地を指定することができる（法23①、令44）。

(3) 輸入取引の納税地

輸入貨物の引取に係る保税地域の所在地が納税地となる（法26）。

VIII 国等に対する特例

1. 概説

消費税はその取引が課税取引に該当する限り原則として、課税の対象となる。

このため、国等であっても普通の営利企業と同様に、その行う資産の譲渡等は課税の対象となり、基本的には仕入税額控除等に関する消費税の仕組みもそのまま適用される。

しかし、国等については以下の(1)から(5)に掲げる特例規定が設けられている(法 60、令 72~78)。

- (1) 事業単位の特例
- (2) 資産の譲渡等の時期の特例
- (3) 仕入税額控除の特例
- (4) 一般会計の特例
- (5) 申告期限の特例

2. 仕入税額控除の特例

国等の仕入控除税額の計算においては、補助金、会費、寄附金等の対価性のない収入を「特定収入」として、これにより賄われる課税仕入れ等の消費税額を仕入控除税額から控除する調整が必要とされている(法 60④)。

(1) 特定収入の意義

特定収入とは、租税、補助金、交付金、寄付金、出資に係る配当金、保険金および損害賠償金等がある(法 60④、令 75①)。

【参考通達】基通 16-2-1

(2) 特定収入がある場合の仕入控除税額の調整

国等が本則課税により仕入控除税額を計算する場合で、特定収入割合が5%を超えるときは、一定の方法によって計算した特定収入に係る課税仕入れ等の消費税額を通常の方法によって算出した仕入控除税額から控除した残額をその課税期間の仕入控除税額とする調整が必要である。

ただし、国等が簡易課税制度を適用している場合または特定収入割合が5%以下である場合には、この仕入控除税額の調整をする必要はなく、通常の方法によって算出した仕入控除税額の全額をその課税期間の仕入控除税額とする。

IX 雑則

1. 届出書の提出義務

事業者は、一定の要件等に該当することとなったときは、納税地の所轄税務署長に、その事実を記載した届出書を提出しなければならない。

2. 承認を受けなければならない場合には

課税事業者は、一定の場合には納税地の所轄税務署長または保税地域の所轄税関長の承認を受けなければならない。

3. 許可を受ける義務には

輸出物品販売場を開設しようとするときは、納税地の所轄税務署長の許可が必要となる。

4. 記帳義務とは

課税事業者は、帳簿を備え付けて必要な事項を正確に記載しなければならない(法 58)。

5. 総額表示の義務

値札などへの価格表示を税込価格に統一することにより、「消費税額を含む価格」を一目で分かるようにするものである。

具体的には、課税事業者が取引の相手である消費者に対して商品等の販売、役務の提供などの取引を行うに際し、あらかじめその取引価格を表示する場合には、その商品や役務などに係る税込価格を表示することを義務付けるものである(法 63 の 2)。

(1) 総額表示の対象となる取引

小売段階での取引

(2) 総額表示の方法

① 総額表示の具体的な表示方法は「税込価格」が表示されている必要がある。

② 総額表示の対象となる表示媒体

値札、商品への印字、ポスター広告等

X 参考

1. 勘定科目からみた消費税の課否判定

損益計算書や貸借対照表の勘定科目からみて、どの勘定科目に属するものが課税対象となり、あるいは仕入税額控除の対象になるかをある程度判断することができる。ただし、それらは一応の目安であり、具体的な取扱いに当たっては、その内容をさらに吟味する必要がある。

2. 消費税の会計処理

(1) 会計処理の方法

消費税(地方消費税を含む。以下同じ)の会計処理については、①消費税額を売上高および仕入高に含めて処理する方法(税込処理)と②消費税額を売上高および仕入高に含めないで区分して処理する方法(税抜処理取引の都度区分する方法または期末に一括区分する方法)がある。

いずれの方法を採用するかは企業の任意であり、納付する消費税額は基本的には同額となる。

3. 消費税および地方消費税の確定申告書の作成手順

設問1から3の具体的な事例について、本則課税を選択した場合と簡易課税制度を選択した場合のそれぞれにおける、消費税および地方消費税の確定申告書とその作成手順を記載し、計算方法や納付税額の違いを比較できるようにした。

(参考文献)

税務大学校(2014)「消費税法(基礎編)平成26年度版

Ⅱ 韓国の租税教育(韓国/副題)

I. 国税庁の租税教育

(1) 租税博物館

1) 設立趣旨及び沿革

① 設立趣旨

税金は国防、治安など国を守って社会秩序を維持して道路、港湾、鉄道、学校など社会間接資本建設と国民福祉支出などの基礎になります。

国税庁は未来の納税者である青少年たちに税金の大切さを知らせて、国税行政に対する理解を高めるための対国民教育の場として租税博物館を設立運営しています。租税博物館は税金の歴史、優秀な租税制度と国税行政の発展過程を紹介して、国史と民族の優秀性に対する自負心と税金の重要性を感じることができる国内唯一の税金専門博物館です。

② 沿革

租税博物館は全国の元国税庁職員、現職国税庁職員たちによる積極的な参与と協調によって収集された遺物8,800点ぐらいを基盤として、2002年10月5日開館しました。以後2008年12月22日にリモデリングして改善した環境で開館し、たゆまぬ遺物収集とともに租税と関連した新しい主題で、毎年特別企画展示を開催しています。また開館10周年を記念して、2012年10月に展示室環境を全面再編して優秀な租税制度紹介と租税遺物を補強展示しました。

2) 運営プログラム

租税博物館は、年齢別に多様なプログラムを運営しています。

① 幼児を対象に〈私が作わが町〉

子供たちが、税金が何なのか理解しやすく、面白く進行するプログラムです。租税博物館展示観覧後幼児の目線に合わせた理解しやすい映像物を視聴して描く体験本位の授業を進行します。

② 小学生を対象に〈子供税金体験教室〉

体験コーナーでは、将来の希望を反映した事業者登録証発給、青少年用現金領収証カード発給、税金〇×クイズなど多様な税金体験に参加することができます。

③ 中・高等学生のための〈青少年租税教室〉

青少年たちに税金に関して、もっと易しくて面白く知らせる〈青少年租税教室〉サイト (<http://www.nts.go.kr/youth/>) を運営しています。青少年たちに、比較的疎い税金に対する正しい知識伝達だけではなく、税金に関するすべてのものを調べることができる有益な空間です。

(2) 多様な税金体験プログラム

1) 一日税務署長体験

国税庁は、未来の納税者である学生たちが、‘税金は、文明社会の対価’という認識を持って正しい租税観を早期に定立し、誠実納税者で成長するように多様で親しみのあるプログラムを拡大し、施行しています。

学生たちを税務署に招待して、税金を理解して見学する‘一日税務署長体験’行事を実施して、税金の意味と役割、税金の種類とそれによる恩恵に対して、詳細に知らせています。

2) 訪問租税教育

税務署長が率先して学校を尋ねる‘訪問租税教育’を活性化して、税金に対する親しみを高める機会を作っています。

未来の納税主役である学生たちに税金に対する正しい理解と健全な納税意識を、養成させるのを目的にしています。

II. 韓国税務士会の租税教育

(1) 青少年租税教育

1. 概要：未来の納税者である青少年に正しい納税意識を根付かせる一方、税務士の職業について紹介する。

2. 形態

イ. 青少年職業体験の日、現場訪問及び租税教室

－毎年税務士会近隣の中、高等学校からの申請を受けて実施

－2014年、プンソン中、シンモク高の学生が会館訪問

ロ. 青少年租税教室動画教育

－2010年、インターネット及びIPTVを媒介として、オーダーメイド型‘ライブ教育コンテンツ’に、青少年租税教室プログラムのための動画教育製作

ハ. 青少年租税教室漫画制作及び配布

－2011年 4月、青少年税金マンガ‘チョルラン王子の税金留学記’を製作して、全国 9千280箇所の小、中学校に配布した

(2) 100万時間の専門的知識の提供

1. 概要：2012年 1月 5日、税務士会館で、全国 1万超の税務士が1人当たり 100時間ずつ専門的才能(租税専門知識)を社会に寄付する事にし、宣布式を開催

2. 形態：

イ. 全国民対象の無料税務相談(来訪、電話、インターネット)

ロ. 税金関連の無料講義

ハ. 社会的企業支援のための税務分野諮問

ニ. 脱北民家族及び移住民のための租税教育

ホ. 税務士の才能を活用したその他寄付活動など、税金と関連した事項全般に対する相談、教育、諮問

(3) 対国民無料税務相談

1. 一般人に対する無料税務相談実施

－本会の会館内、無料税務相談室で、月曜日から金曜日まで、一般人と納税者を対象に各種税金に対する無料税務相談(電話、書信、来訪及びインターネット)を実施して、税務士の地位を向上した。

2. ‘納税者の日’全会員無料税務相談実施

－納税者の日(2014年3月3日)を迎え、1週間全会員が全国の納税者を対象に総合計 17,658件の税務相談を実施した。

3. 税務士制度創立53周年記念全会員無料税務相談実施
—税務士制度創設日(1961年9月9日)を記念して、1週間、全会員事務所で、総合計18,049件の税務相談を実施して、税務士の地位を向上した。

Ⅲ 宗教法人の課税実態(韓国/副題)

I 総説

今日多くの国家では国民福祉と公益増進に対する政府の役割を拡大している傾向にある。しかし、限定された資源と予算上の事情により国家または公共団体が行わなければならない国民へのサービスを宗教団体等民間に委託せざるをえない。これにともない、政府は租税政策等、多様な誘引政策を通じて宗教団体等の参加を積極的に誘導している。しかし一方では、公益性を伴うという名分の下で、税制上の恩恵を乱用または悪用する状況が発生し、宗教団体と宗教人に対する租税問題が議論になっている。一方、宗教人課税は過去永らく提起され続けてきた問題であり、最近この問題に対する議論が白熱している。その間、一般会社員との公平性問題で着実に問題が提起された部分であっただけで、宗教人に対する課税に対する議論は継続している。

Ⅱ 宗教人課税に対する現在の状況

統計によれば、国内の宗教施設は9万か所、聖職者は36万5千人、献金規模は年6兆Wに達するという。それでも聖職者のうちの天主教会とプロテスタント教会のうち、大型教会はすでに所得税を納付しているという点を挙げて、課税が現実化されても増える税収は多くてせいぜい1~2千億W程度になると予測されている。

昨年政府が、宗教人課税方針を明確にし、関連法案を国会に提出したが、宗教界の反発に負担を感じた政界は、法案処理を先送りしている。また、政府と政界が宗教界との意見を調整する過程で当初法案の内容を修正し、実効性と公平性に問題があるという指摘が出ている。

昨年8月発表された政府原案は宗教人所得を勤労所得でない其他所得（‘謝礼金’）とみなし、80%を必要経費と認定し、残りの所得に対して住民税を含んだ22%の税率を適用し、源泉徴収をするという内容であった。この法案通りなら、政府推計で対象者は約1万

5000人、税収は100億~200億W程度となる。この政府の原案も、一般人に比べて宗教人の税率が低く、公平性問題が提起されたこともあった。

Ⅲ 宗教人課税に対する賛反両論

1. 賛成の立場

大多数の国民には宗教人課税に賛成する雰囲気がある。キリスト教倫理申請運動本部が実施した世論調査でも市民86%が宗教人課税に対して賛成し、12%だけが反対した。宗教界もおおむね宗教人課税を受け入れて一部ではすでに自発的に税金を払っている。

- ① キリスト教団体が非営利法人であっても牧師報酬は所得に該当する。
- ② 税法上、宗教人に対する免税条項がない。
- ③ 宗教人免税は、租税平等原則と国民感情に背反する。
- ④ 他の先進国は宗教団体でも課税をする。

2. 反対の立場

- ① 牧師は聖職者であって勤労者ではない
- ② 税法上明示規定がないので納税義務がない。
- ③ 教会献金は寄付金であり、聖職者謝礼に対する課税は二重課税である。
- ④ 宗教抑圧に悪用される可能性もある。
- ⑤ 免税点以下の宗教人が多い。
- ⑥ 宗教団体に対する税務調査憂慮

IV 他の国家の宗教人課税方法

経済協力開発機構(OECD)会員国34か国中、韓国を除いたすべての国家が宗教人の所得に課税している。主要先進国では宗教という特殊性に合わせて若干の恩恵を受ける水準である。

V 宗教人課税の理論的根拠

1. 憲法第38条

すべての国民は法律が定めるところにより納税の義務を負う。

2. 所得税法

韓国の所得税法は項目を一つ一つ数え上げる列举主義であるが、所得税法12条(非課税所得)と19条(税額の減免)に宗教人免除条項はない。したがって、国会で法を変える必要がなく税法施行令だけで課税が可能であった。政府の意志と宗教界の協力だけあれば宗教税はそれほど難しいことではなく、施行することができた。それでも40年を超えて論議だけ続いた理由は、政界が宗教界の票を意識して積極的に推進しなかったためであるという指摘が多い。

VI 結論

国民として憲法上の納税義務を負うことは、最も基本的な義務を果たすことといえるだろう。したがって、所得がある宗教人に課税をすることに対する問題は、どのように課税をしなければならないのかということである。現在の修正案は、源泉徴収規定を削除し、宗教人が自発的に税金を申告・納付するようにした。その他所得に‘宗教人所得’という範疇を新しく作って、‘宗教人所得’の定義を‘個人の生活費に使う目的で支給される金品’として狭く解釈した。この場合、宗教人が税金で出さなければならないお金が顕著に少なくなる。職業の性格により課税範疇を作ったこともまた今回が初めてである。宗教人だけ別に分類して税金を賦課すれば、税法上概念体系が崩れる等の混乱が引き起こされることもある。また、強制性を帯びた源泉徴収条項を削除する修正案は、宗教人課税の有無に対する疑問を再び呼び起こすことになる。しかしながら、ひとまず宗教人を課税対象に編入させること自体が大きい意味をもち、今後公平性や国民として基本的な義務に対する不足した部分を今後補完していくといえれば肯定的な方向で租税の定義が実現されるはずである。

Ⅲ 宗教法人の課税実態(日本/副題)

一般に法人が事業活動を行う場合には、法人そのものが課税対象となり、さまざまな税金が課税されることになるが、宗教法人については、本来の活動である宗教活動に対しては基本的に非課税とされるなど、一般の事業会社と比較して、税制上の特例措置が設けられている。

1. 法人税

宗教法人の本来の目的は、宗教の教義を広め、儀式行事を行って信者を教化育成することであるが、公共の利益を図る目的や法人の財政基盤を確保するために公益事業や公益事業以外の事業を行うことが認められている。

宗教法人など法人税法上の公益法人等に対しては、収益事業の所得について法人税が課税される。この場合の収益事業とは、法人税法に定められた 34 種類の事業で、継続して事業場を設けて行われるものをいう。

また、公益法人等は、収益事業から生じた所得以外の所得は非課税とされている。そして、このように課税所得が制限される所得に関する経理と収益事業以外の事業（その法人の本来の事業等）から生ずる所得に関する経理を区分して行うことが要求されている。

この場合、収益事業と収益事業以外の事業とに共通する費用または損失の額については、その費用または損失の性質等に応ずる合理的な基準により、それぞれの事業に配賦し、その配賦したところに基づいて経理することになる。

2. 源泉所得税

宗教法人において、その代表役員や職員等に給与や退職手当を支払う場合、あるいは税理士等の報酬・料金、講演料等を支払う場合には、源泉徴収義務者として、その支払の際に、所定の所得税及び復興特別所得税を源泉徴収して納付する必要がある。

3. 消費税

国内で課税資産の譲渡等を行った事業者は、納税義務者となるが、宗教法人も免税事業者該当する場合を除き、課税資産の譲渡等を行えば納税義務を負うことになる。

消費税の課税対象となるかどうかの判断基準は、その事業が収益事業となるかどうかの区分によるのではなく、原則として事業として行われる行為が対価性のある資産の譲渡などに当たるかどうかで判断される。

ただし、資産の譲渡等に当たるものであっても、消費税の性格から課税対象

とすることになじまないものや社会政策的な配慮から、一定のものについては非課税取引として消費税は課税されない。

(参考文献)

国税庁 (2014 年) 『平成 26 年版 宗教法人の税務－源泉所得税と法人税・消費税－』

田中義幸・繁田勝男・神山敏夫・神山敏蔵 (2014 年) 『宗教法人の会計のすべて－「宗教法人会計の指針」逐条解説と会計・税務実務【改訂版】』 税務経理協会

日本テンプレヴァン・朝日税理士法人・朝日ビジネスソリューション株式会社編 (2012 年) 『図解 宗教法人の法務・会計・税務』 中央経済社

IV 質疑応答

I 韓国側から日本側へ質問

[質問1]消費税率引上げにより実質GDP伸長率に対する質問です。

付加価値税率引上げは、税金を集めやすく、一気で確実な税収増大が保障されるという点で増税効果が大きいですが、所得逆進的なデータが消費萎縮を呼び、景気が萎縮すれば税収が減少し、結局、中長期的には成長が鈍化します。

景気低迷を相殺するために、法人税を引下げの場合、経済成長を通じて課税標準が増えることになれば税率引上げがなくても、税収増大につながるようになりますが、消費税率が去る4月から5%から8%に引上げられた後、今年2/4分(4月～6月)の実質GDP伸び率(年率)は-7.1%で前年度2/4分(4月～6月)伸び率3.4%より何と10.5%の差を見せており、来年10月に再び消費税率を10%に引上げようとしています。

消費税率を10%に引上げる政府案に対する近畿税理士会の立場と今年2/4分以後の実質GDP伸長率はどのように変わると見ていますか？

[回答1]

消費税率引き上げに関しては、近畿税理士会のみならず日本税理士会連合会でも、引き上げに対する賛否の議論はしていません。

なお、近畿税理士会では、軽減税率について、導入しても逆進性軽減の効果は小さく、次に掲げる問題が生じ、また、所得に対する逆進性は、消費税という一税目だけではなく、所得税をはじめとする税制全体、さらに社会保障制度等を含めた財政全体で対応すべき問題であるところから、導入に反対しています。

(1) 税源調達機能を損なう問題

軽減税率の導入により税収の減少を招くことになるが、その財源の補填を標準税の更なる引上げに求めるならば、消費者が負担をすることになり変わらない。

(2) 逆進性軽減策としての実効性の問題

軽減税率は、再分配の対象者を低所得者に限定できないばかりか、生活必需品に対し絶対額で多く支出する高所得者の方が恩恵をより多く享受することになるため、逆進性軽減策として適切ではない。

(3) 対象品目選択の困難性の問題

軽減税率を導入する場合に、対象となる品目を合理的に設定することは極めて困難である。飲食料品はその範囲が非常に広いため、標準税率と軽減税率の区分の問題も非常に広い範囲に及び、かつ、設定した区分も常に見直しが求められる。

(4) 社会的コスト増加の問題

税率が複数化すれば、事業者の事務コスト(対象品目の仕分け、レジシステムの変更や取替、インボイス方式導入による請求事務・経理処理の複雑化等)は増加する。

また、軽減税率対象品を装った不正行為や、軽減税率が適用される事業者の還付申告等に対する執行体制の整備により、徴税コストも増加する。

(5) 競争中立性が阻害される問題

仮に同じ商品が、その販売形態や販売個数等の形式的な要件で区分された場合、軽減税率を適用された販売形態の商品が選択される可能性が高くなり、税制が消費者の選択に介入することとなってしまう、経済活動に対する税制の競争中立性を阻害することとなる。

(6) 簡易課税制度が複雑化する問題

軽減税率が導入された場合、現行の簡易課税制度を合理的な制度として存続させようとする、事業区分の細分化等が必要となり、複雑な課税制度となってしまう。

また、2 / 4 分期以後の実質 GDP の伸長率については、税理士会又は税理士が予測する立場にありませんが、学術討論会の時点では、3 / 4 分期の GDP（第 1 次速報）が公表される見通しですので、報告させていただきます。

[質問 2] 買入税額控除額の検証に関する質問です。

税金計算書方式による付加価値税制で税金計算書は大変重要です。税金計算書によって売上と買入が確定して代金請求書、または領収書の役割をしたりもします。税金計算書には発行日時、事業者登録番号と供給価格額、付加価値税等が記入され、この税金計算書の合計表(売上および買入)は付加価値税申告の時、必須的に添付しなければなりません。

申告されたこの合計表は、電算システムによって検証されてどちらか一方が申告を漏れた場合、必ず不明資料でチェックされ、管轄税務署から解明要求を受けます。日本では課税買入などに関連した消費税額は原則的に全額控除していますが、課税買入金額をわざと過大計上して申告する場合、課税買入金額の適正性判定はどのようにしていますか？

[回答 2]

付加価値税の納税額計算は、売上の付加価値税から仕入の付加価値税を控除して算出します。この、仕入税額控除を行うときに、インボイスに書かれている税額を集計する方式を、日本では「インボイス方式」と称しています。一方、個々の取引を帳簿に記載・計算し、請求書や領収書を保存する方式を「帳簿方式」と称しています。

日本の消費税法は、「帳簿方式」を採用しており、韓国のように、電算システム上で売上・買入側の個々のデータを直接検証するという方法は採られていません。

課税仕入金額の適正性については、税務署等が定期的に行う税務調査の際に、検証が合わせて行われています。

[質問3]付随財貨または、付随サービスに対する質問です。

韓国では主な財貨、またはサービスの供給に付随して供されることとして供給対価に①通常的に含まれる配達・運搬サービス等と②取引慣行上、供される保証修理サービス等と③事業慣行上、偶発的または一時的に供される病院の建物売却④主たる事業の財貨に必須的に保守し、生産される財貨である副産物等を売却する場合、主な財貨、またはサービスの供給に含まれるとみなし、課税事業者の場合、課税されて免税事業者の場合、免税されます。

例えば一般的に近隣施設の売却は課税されます。だが③の場合、病院用建物を売却した場合、原則的には課税されるが免税事業である(医療業は韓国は免税/日本は非課税)医療業に使われた建物の売却理由を偶発的、または一時的な理由とみなし、免税サービスの付随財貨とみなして免税する制度です。

日本では付随財貨および付随サービスに対し、どのように課税するのか教えてください。

[回答3]

日本においては、国内で、事業者が事業として、対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供については、消費税の課税対象となります。

ご質問の付随財貨または付随サービスについても、上記の要件を充足する場合には課税対象となります。

例えば、課税事業者である医療法人が医業用の建物を売却した場合、本業の医業収入については、原則非課税ではありますが、当該建物の売却収入は課税取引に該当し、消費税が課税されることとなります。

[質問4]消費税の加算税制度に対する質問です

現在の施行されている消費税法上の加算税制度に対し説明してください。

[回答4]

加算税は、消費税については、法定申告期限までに適正な申告がなされない場合、その申告を怠った程度に応じて課されるものであり、申告の義務違反に対する一種の行政制裁の性格を有するものです。

消費税については、過少申告加算税(通65)、無申告加算税(通66)及び重加算税(通68①②)があります。

その加算税の課税要件、課税割合については下記の表をご参考ください。

種類	課税要件	課税割合 (増差本税に対する)	不適用又は課税割合の軽減	
			要件	不適用又は軽減割合
過少申告 加算税 (通65)	申告期限内に提出された納税申告書(通則法66条1項ただし書又は同条6項の適用がある場合を含む。)に記載した金額が過少で、修正申告又は更正する場合	10% ただし、期限内申告税額相当額又は50万円のいずれか多い金額を超える部分の税額(加重対象税額)は、上記10%の他、更に5%を加算	修正申告又は更正により、納付すべき税額の計算の基礎となった事実が、その修正申告又は更正前の税額の基礎とされていないことについて正当な理由がある場合	不適用
無申告 加算税 (通66)	① 申告期限までに納税申告書を提出しないで、期限後申告又は決定する場合 ② 期限後申告又は決定があった後に、修正申告又は更正する場合	15% ただし、納付すべき税額が50万円を超えるとときは、その超える部分については、上記15%の他、更に5%を加算	期限内申告書を提出できなかったことについて、正当な理由がある一定の場合	不適用
			調査があったことにより、更正があるべきことを予知しないで期限後申告又は修正申告をした場合	5%
重加算税 (通68)	過少申告加算税が課される場合に、国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実を隠ぺい仮装したところに基づき納税申告書を提出した場合(同1項)	35%	(注) 1 加算税の税目は、計算の基礎になった国税と同じである(通69)。 2 重加算税は、他の加算税に代えて課されるので、併課されない(通68①～③)。 3 加算税の100円未満の端数は、計算の基礎となるべき税額が端数処理することによって、1万円単位となることから生じることはない。	
	無申告加算税が課される場合に、上記の不正行為がある場合(同2項)	40%		

【質問5】 宗教法人課税に対する質問です。

宗教法人に対する課税体系は韓国と日本でほとんど大同小異です。すなわち、本来の事業については非課税であり、収益事業についてのみ課税しています。

現在、韓国で宗教施設は9万か所程度、聖職者は36万5千人程度になります。天主教会と一部大型教会ではすでに所得税を納付していますが、まだ多くの聖職者が所得税納付の必要性を認めながらも政府の宗教法人課税法案（案）に対し修正を要求する等、法案通過に多くの生みの苦しみを味わっています。日本における宗教施設規模はどの程度で、聖職者に対する所得税課税現況はどの程度把握されていますか。

【回答5】

平成25年度宗教統計調査によると、平成24年12月31日時点におけるわが国の宗教団体（宗教法人を含む）数は220,189団体、うち宗教法人数は181,803法人です。信者数は197,100,835人となっています。（ただし、この数字は日本の人口より多くなるため、重複があるものと推測されます。）

教師数は665,895人となっていますが、日本では、聖職者である個人に対して課税上の優遇措置はないこともあり、所得税の課税現況については把握が困難です。

Ⅱ 日本側から韓国側への質問

(1) 付加価値税

【質問1】

日本の消費税では会計処理の方法について、消費税額等を売上高および仕入高等に含めて処理する方法（税込経理方式）と、消費税額等を売上高および仕入高等に含めないで区分して処理する方法（税抜経理方式）があり、企業が任意に選択し採用します。

韓国の付加価値税の会計処理方法について教えてください。

【回答1】

日本の税別経理方式と同じです。韓国の付加価値税会計処理方法は、付加価値税等を売上額および買入額等を含めず、区分処理する一つ方法として会計処理をしています。

したがって、会計上の処理をする場合、企業の純供給価格額のみが売上額として処理され、付加価値税売上税額は、付加価値税預り金という勘定科目を使って、帳簿上、別に会計処理しています。

同じように買入の場合にも純買入額のみを買入額として処理され、付加価値税買入税額は付加価値税対価金という勘定科目を使って帳簿上、別に会計処理しています。

後に付加価値税課税期間が終了する時点では、先に帳簿上計上した付加価値税預り金と付加価値税対価金を計上処理して差額の部分を納付する付加価値税とし、帳簿上負債勘定で処理しています。

【質問 2】

日本の消費税においては、原則として基準期間（課税期間の二期前）の課税売上高が 1,000 万円を超えているかどうかによって、比較的単純に課税事業者もしくは免税事業者に分別されます。

韓国の付加価値税においては、①営利目的の有無にかかわらず、②事業性があり、③独立性がある、という要件によって納税義務者に該当するか判断されるのですが、特に②の事業性に関して、具体的な法規定はないようですが、判断が難しいケースはありますか。実務上の基準や観点はあるのでしょうか。

【回答 2】

事業の意味については、法で具体的に定義されたことはなく、現実的にもこれを規定するのが難しく、

状況により判断しなければならない性質のものですが、単純に 1 回程度の財貨、またはサービスの供給があるといつて事業とは認定されず、付加価値を創り出すことができる程度の事業形態を備え、継続、反復的な意思で、財貨、またはサービスを供給する場合であつてこそ、事業に該当するとできるでしょう。ここで継続的に反復して、財貨、またはサービスを供給するということは、様々な事例の財貨、またはサービスの供給が継続しているという意味で、時間的経過が要求されるただ一度のサービスを供給する意思でサービスを提供する場合にまで継続的にサービスを供給する意思があつたということとはできない。

しかし事業の継続的、反復的な意思は事実判断の問題点があるので、継続して反復性がないからといつても事業としての実体を客観的にのみ備えれば、納税義務は成立するとみなさなければならない。

【質問3】

韓国の付加価値滞納割合と滞納金額について教えてください。

【回答3】

(単位金額：億W)

税目別		発生件数 (2013)	発生金額 (2013)	滞納額比率 (2013)
	所得税	931,077	50,430	35%
	法人税	72,807	12,713	10%
	相続贈与 税	8,054	7,407	5%
	付加価値 税	1,650,506	71,360	50%
	合計	2,662,444	141,910	100%

(出典：国税庁 国税統計)

国税庁統計(2013年)によれば、付加価値税滞納金額は71,360億Wであり、全体国税滞納額に占める比率は約50%程度になります。

【質問4】

日本の消費税では、仕入税額控除の適用を受けるために、課税仕入れ等の事実を記載した帳簿及び請求書等の両方をその課税期間の末日の翌日から2か月を経過した日から7年間保存することとされていますが、韓国においても、税金計算書、輸入税金計算書、計算書、領収書の保存期間の義務があるのでしょうか。

【回答4】

韓国では電子税金計算書を除いた残りの税金計算書、輸入税金計算書、領収書等を、その取引した事実が属する課税期間に対する確定申告期限後5年間保管することになっています。

(関連根拠)

付加価値税法71条3項事業者は、第1項および2項により記録した帳簿と第32条、第35条および第36条により発行、発給を受けた税金計算書、輸入税金計算書、または領収書をその取引事実が属する課税期間に対する確定申告期限後5年間保存しなければならない。ただし、第32条により電子税金計算書を発行した事業者が国税庁長に電子税金計算書発行明細を伝送した場合にはその限りでない。

(2) 宗教法人の課税実態

【質問1】

宗教法人が、課税上の恩恵を受けるために、必要な手続きはどういったものがありますか。（日本の場合、所轄庁から規則の認証を得て、法人登記することによって成立するといった要件が必要です。）

【回答1】

宗教法人が税法上、特例を適用受けるためには非営利法人とみなされなければならない。宗教法人は次の要件をすべて備え、管轄税務署長に申請し、承認を受けて後、非営利法人としてみなされ、税法の適用受けることになる。（国税基本法13）

① 社団、財団、その他の団体の組織と運営に関する規定をもって、代表者、または管理人を選任していること。

② 社団、財団その他の団体自身の計算と名義で収益と財産を独立的に所有・管理すること。

③ 社団、財団、その他の収益を構成員に分配しないこと。

上記の要件が充足されれば‘法人とみなす団体の承認申請書’、‘法人とみなす団体の代表者等の選任（変更）申告書’を管轄税務署長に提出します。受付後10日が経過すれば管轄税務署長は固有番号が82番である‘固有番号証’、‘法人とみなす団体の承認の可否通知書’、‘法人とみなす団体の国税に関する義務履行者指定通知書’を発行します。このような手続きを通じて宗教法人は非営利法人とみなされ、税法の適用受けます。

(3) 韓国の租税教育

【質問1】

国税庁ないし国税職員が小・中・高等学校を訪問し租税教室等を開催する割合はどれくらいでしょうか。また、税務士会が学校に対して行っている租税教室の開催件数、開催割合はどれくらいでしょうか。

【回答1】

国税庁は毎年、一級税務署を通して、税金文芸作品を公募し、一級税務署の職員が管轄学校を訪問し、学生を相手に税金教室を開催します。

明日訪問するトンレ税務署の場合、今年上半期および下半期各1回、租税教育を実施すると計画を立て、上半期に（5月から9月まで）小学生を対象に合計16回の租税教育を実施し、参加学生は1,772人数えました。

直近3年間実施した租税教育回数と参加学生は以下のとおりです。

	2012年度	2013年度	2014年9月まで
教育回数	12回	31回	16回
教育員数	425名	3,229名	1,772名

一方、韓国税務士会では今年4月プンソン中学校とシンモ高等学校学生たちが、会館を訪問し、2回の租税教育を実施しており、毎年2～3件の租税教育を実施してきています。

【質問2】

前年の大阪での学術討論会の際に、「スローガンとして、No taxation without Representation（日本では「代表なくして課税なし」などと訳します。）を掲げている」と発言された先生がおられたのを覚えています。この言葉はアメリカの独立戦争のスローガンでもありますが、このこととのつながりがあるのでしょうか。

【回答2】

そうです。租税法律主義は市民主権の理念を実現するための抗争の歴史と発展と共にあり、思想的根源を正しく理解するためにその沿革を調べれば、1215年英国の大憲章（大憲章、The Great Charter or Magna Carta）から始まっており、1629年英国の権利請願（権利請願、Petition of Rights）で大憲章の原則を再確認したし、1689年の英国権利章典（権利章典、Bill of Rights）で近代的意味の租税法律主義の原則を憲法的基本権に昇華させました。

そしてこれは再び1776年アメリカ独立宣言書（Virginia Bill of Rights）に継承されます。この宣言では「彼ら自身の同意または選出された彼らの代表の同意なしには公共の用途のために課税し、または彼らの財産を剥奪できない」（cannot be taxed or deprived of property for public uses without their own consent or that of their representatives so elected）と宣言しました。

また、1789年フランス革命で宣言された「人間と市民の権利宣言」でより一層具体化されます。すなわち、その13条は「公共武力の維持のために、そして行政の歳費用のために一般的な租税は避けられない。これはすべての市民に彼らの能力によって平等に配分されなければならない」し、第14条では「すべての市民は自ら、または彼らの代表者を通じて公共租税の必要性を検討し、それに自由に同意し、その用途を追及し、またその金額・基準・徴収そして存続期間を設定する権利を持つ」と宣言した。これは専制君主の無節制・無制限の課税権行事から財産を収奪されないとする抗争の歴史であることを知ることが出来て、この抗争の歴史を通して形成・確立されたのが租税法律主義であるということです。

【質問3】

日本でも税の作文についてのコンクールがありますが、参加割合はどの程度でしょうか。

【回答3】

納税者の日(毎年3月3日)に小・中・高等学校学生たちを対象に実施され、今年35回目を迎える税金文芸作品公募展は作文、ポスター、漫画、UCC部門にかけて開催されます。

直近3年間応募件数と入賞者数は以下の表の通りです。

	2012年度	2013年度	2014年度
応募件数	13万件余り	12万件余り	13万件余り
入賞者数	6,550名	6,112名	4,822名

【質問4】

税務士会でマンガを作成されたとのことで、ぜひ拝見したいです。また、配布は各校1冊ずつでしょうか、全ての生徒に配布でしょうか。

【回答4】

本の表紙です。



韓国税務士会は青少年税金教育漫画'チョルラン王子の税金留学記'を製作し、全国9千280箇所の小学校および中学校に配布しました。

この漫画は84切れ分量で、セグミア王国に住むチョルラン王子が税金勉強のために韓国に留学に来ながら、体験することになるドタバタ事件を通して税金の重要性、種類、歴史等を容易でおもしろく説明しています。

【質問 5】

100 万時間の才能寄付に占める租税教育割合はどの程度でしょうか。

【回答 5】

2012年1月5日、韓国税務士会創立50周年を迎え、全国民を対象に無料税務相談等、100万時間才能寄付運動を始めて以来、去る8月末現在、約15%の進度を見せています。当初計画は韓国税務士会傘下6箇所の地方税務士会を巡回訪問し、無料相談に応じようとしたが、1回の経費が1億ウォン程度必要となり、予算不足で巡回相談ができなくなり、地方税務士会別に実施しようとしてみたが、当初計画より実績が少し低調なようです。

【質問 6】

国税庁と税務士会との連携による租税教育の実践はありますか。

【回答 6】

毎年、付加価値税や法人税および所得税申告のとき、各税務署で管轄税務士協議会と申告と関連して、納税者の苦情を伝えたり、国家の税制施策を納税者に伝える等、対国民租税教育を兼ねています。

【質問 7】

「開かれた税金教育」とはどのような意味合いのものでしょうか。

【回答 7】

税金は国民の義務のうちの一つであり、税金に対し正しく理解し、未来の納税者として備えなければならない姿勢をあらかじめ学ぶならば、誠実納税者として成長することに多いに役立つでしょう。学校から学ぶことができない国税庁実務者が直接に、生き生きした教育をするならば、国家観成立においても効果があると見ることができます。